

令和5年度第1回滋賀県土地収用事業認定審議会 議事要旨

1 開催日時 令和5年9月14日（木）14時30分から17時15分まで

2 開会

（会議成立の確認）

委員7名中、6名の出席により、滋賀県土地収用事業認定審議会条例第5条第3項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立している旨を事務局から報告した。

- 3 議 題
- 1 会長、会長代理の選任について
 - 2 審議会運営規程等の制定について
 - 3 会議の公開・非公開について
 - 4 竜王町中心核「交流・文教ゾーン」整備事業の事業認定について

4 議事要旨

（議題1）

- 出席委員全員の同意により、真山委員が会長に選任された。
- 会長は羽座岡委員を会長代理に指名した。

（議題2）

- 本審議会の「運営規程」および「傍聴要領」を制定した。

（議題3）

- 本審議会の「会議の公開・非公開の取り扱い」を制定した。
- 議題4の取り扱いについて、審議は公開とするが、答申の作成は審議会の意思決定に係るものであり滋賀県情報公開条例第6条第5号に掲げる情報に該当するため、運営規定第3条第1項の規定に基づき、会議を一部非公開とした。

（議題4）

- 土地収用法第25条の2第2項の規定に基づき、滋賀県知事から諮問された「竜王町中心核「交流・文教ゾーン」整備事業」について、滋賀県土地収用事業認定審議会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づく事業の認定については、相当と認める。」との意見が議決された。また、審議過程における議論を踏まえた主な意見を附帯意見として取りまとめた。
- 滋賀県土地収用事業認定審議会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・コンパクトシティ化構想の狙いはコンパクトシティ プラス ネットワークと考えられ、集約化しつつ周辺に対するサービスはネットワークを通じて行うものと思われる。それを踏まえれば、避難場所などへのアクセスは、地域防災計画その他含めて確保できているかという点は落とすことのできない内容であり、交通計画とネットワーク計画は両輪で進めることが町民の理解に不可欠で、かつ維持していく必要がある。
- ・コンパクトシティ化構想が検討されてきた時期と比べて、町財政状況は悪化してきている

と思われる。本事業が負担となり、住民生活や公共サービスのレベルが低下するということになれば、元も子もない。起業者には財政面でもより良い慎重な運用というものを検討していただきたい。

- 意思決定過程の問題であり、認定に支障をきたすような問題があったわけではないが、より丁寧な議論や説明がある方が望ましく、今後の事業でも配慮を求めているかどうか。
- 意見書や公聴会の公述および事業認定各号要件を踏まえると、事業認定をすべきと考えるが、人口減少で財政的にも厳しい中で、今後十分な住民の理解を得るような説明をされていくことが望ましい。

5 その他

会長が会議録に署名する委員に小川委員と轟委員を指名し、両委員はこれを承諾した。